部長及び参事官
殿
所　　属　　長

装施発第２０５号
令和８年７月３日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察本部技術審査会設置要綱の制定について（通達乙）

みだしの件について、県警察が行う建設工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る一般競争入札の入札公告における技術的要件の設定等について、別添のとおり制定したので、適切な運用に努められたい。

別添

高知県警察本部技術審査会設置要綱

（設置）

第１条　高知県警察本部における建設工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る一般競争入札に関して、その公正を期するため、高知県土木部長が通知する「建設工事一般競争入札事務取扱要領」において規定する総合評価方式の入札公告における技術的要件の設定等について、高知県警察本部技術審査会（以下「審査会」という。）を置き審議する。

（任務）

第２条　審査会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　前条に規定する一般競争入札の入札参加資格要件の設定

(2)　前条に規定する一般競争入札の入札参加申請者についての技術上の疑義解明

(3)　前条に規定する一般競争入札における総合評価方式の採用、評価の方法及び決定に関すること

(4)　前条に規定する一般競争入札における入札時又は契約後ＶＥ方式の採用及び評価に関すること

（委員）

第３条　審査会の委員は、次のとおりとする。

(1)　委員長　総務参事官

(2)　委　員　土木部　土木技術監、土木政策課長、技術管理課長、道路課長、建築課長

県警察　会計課長、装備施設課長、交通規制課長、会計課会計調査官、装備施設課次長

２　一般施設における第２条の審議においては道路課長及び交通規制課長を、安全施設における第２条の審議においては建築課長を除く。

３　委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名した者をもって委員長に充てる。

（会議）

第４条　審査会は委員長が招集し、委員の過半数をもって成立する。

２　審議進行は、委員長が行う。

３　審査会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、意見聴取することができる。

４　審査会を開催するいとまがないときは、持ち回り決裁により審査に代えることができる。

５　前項の持ち回り決裁は、委員長及び委員の過半数の署名によって行う。

（事務局）

第５条　審査会の事務局は装備施設課に置き、その事務を処理する。

（定型的案件の審議）

第６条　審査会において、あらかじめ定型的な案件に係る入札参加資格要件等を設定した場合は、個別の案件ごとに審議することを要しないものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は別に定める。